

確定申告のお知らせ

所得税の申告

スマートフォンやパソコンで確定申告ができます

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」<https://www.keisan.nta.go.jp>（右記二次元コード）では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税などの申告書の作成ができ、マイナンバーカードを読み取ることで、e-Taxによる送信（提出）ができます。このほか、マイナーポータルと連携すると、収入・控除などに関する情報を確定申告書に自動入力できます。

スマホ申告相談会

ご自身のスマートフォンを利用した確定申告の作成会です。
2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後4時
※土曜日、2月23日(祝)を除く
所 市民ホール（市役所1階）
持ち物 スマートフォン、申告に必要な書類、マイナンバーカード（発行時にご自身で設定した2種のパスワードが必要）

確定申告相談

税理士による申告相談

- [時] 2月5日(木)～12日(木)午前9時30分～午後4時 (土・日曜日、2月11日(祝)を除く。入場整理券の配付＝午前9時～)
- [所] 市民プラザ
- [対 象] ▶事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前）が300万円以下の方
▶給与所得もしくは公的年金による所得またはその両方がある方
[対象外] ▶配当所得、住宅借入金等特別控除、土地・建物・株式などの譲渡所得など、相談内容が複雑な方
▶贈与税・相続税に関する相談のある方

市川税務署による相談

- 原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使用して申告書を作成していただきます。
- [時・所] ▶3月16日(月)までの月～金曜日（2月23日(祝)を除く）午前9時～=市川税務署（市川市北方）※駐車場は使用できません
▶3月1日(日)午前9時～=船橋税務署（船橋市東船橋）
- 相談を受けるには、国税庁LINE公式アカウントから事前予約が必要です。事前予約は、相談日の2週間前から2日前まで受け付けています。
- [国税庁LINE公式アカウント] @kokuzei (右記二次元コード)
※2月16日(月)からは、午前8時30分から当日の入場整理券を配布します
が、状況に応じて受け付けを早く締め切る場合があります

- ▶源泉徴収票など申告書作成に必要な書類
- ▶スマートフォンまたはタブレット端末（お持ちの方）
- 持ち物 ▶マイナンバーカード（または番号確認書類と本人確認書類）
※マイナンバーカード発行時に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書（数字4桁）と署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下））が必要

作成済み申告書の提出

- 市川税務署**
- 3月16日(月)（消印有効）までに、直接、市川税務署へ、または郵送で、〒262-8507千葉市花見川区武石町1-520東京国税局業務センター千葉西分室（市川税務署）へ
※控えへの受取印の押なづはできません。申告書などの正本（提出用）のみを提出（送付）してください
- 市民ホール（市役所1階）**
- 2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後4時
※土曜日、2月23日(祝)を除く

年金収入が400万円以下の方へ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。
ただし、海外年金など源泉徴収の対象となっていない公的年金などが含まれる場合は、確定申告が必要です。
※公的年金など以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告は必要な場合があります

所得税の申告・納付、
市民税・県民税の申告は **3月16日(月)まで**

問 市川税務署 ☎047-335-4101 (市民税課) ID 1033471

確定申告書の用紙の配布

所	時	配布用紙の種類
市民税課 (市役所2階)	2月5日(木)～15日(金) 午前9時～午後4時 ※土曜日、2月11日(祝)を除く	・申告書 ・医療費控除の明細書 ・営業／不動産収支内訳書 ・営業／不動産決算書 ・所得税納付書
市民ホール (市役所1階)	2月16日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時 ※土曜日、2月23日(祝)を除く	・申告書 ・医療費控除の明細書 ・所得税納付書
各駅前行政 サービスセンター	2月5日(木)～3月16日(月) 午前8時30分～午後5時 ※土曜日、2月11日(祝)、 23日(祝)を除く	・申告書 ・医療費控除の明細書 ・所得税納付書

※用紙がなくなりしだい終了。配布場所では質問は受けられません。国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp>（右記二次元コード）からもダウンロード可

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の控除申告

令和7年1月1日～12月31日に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、令和7年分の確定申告の際に社会保険料控除として申告することができます。

金額がわからぬ場合は、お問い合わせください。その際は、市の資格確認書・情報のお知らせや納税通知書に記載されている記号番号、または納入通知書に記載されている被保険者番号が必要です。

国保年金課

- 問 ▶国民健康保険税について……☎712-6280 ID 1012480
▶後期高齢者医療保険料について……☎712-6274 ID 1028033

主な国税の納期限

申告所得税および 復興特別所得税	消費税および 地方消費税（個人事業者）	贈与税
納期限：3月16日(月) 振替日：4月23日(木)	納期限：3月31日(火) 振替日：4月30日(木)	納期限：3月16日(月)

税務署からは納税額が記入された納付書や納税通知書などのお知らせが送付されることはありません

納付方法

キャッシュレス納付

- ▶口座振替 事前に預貯金口座を届け出ると、国税庁が指定する振替日に自動で引き落としが行われ、納付できます

- ▶ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替） 事前にダイレクト納付用届出書を提出している方は、登録した預貯金口座に納付の指示を出すことにより、口座から納付できます

- ▶インターネットバンキングやATMを利用して納付 事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行ったうえで、納付情報を登録または入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます

- ▶クレジットカード納付 「国税クレジットカードお支払いサイト」https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htmから、クレジットカードを利用して納付できます
※納税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）

- ▶スマホアプリ納付 「国税スマートフォン決済専用サイト」https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htmから、スマホアプリ決済を利用して納付できます。e-Taxによる申告などの手続きが必要です
※納付できる金額は30万円以下。事前にPay払いの残高のチャージが必要

キャッシュレス納付以外の納付方法

- ▶二次元コードを利用したコンビニ納付 自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システムなどから納付に必要な情報を二次元コードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます
※納付できる金額は30万円以下

- ▶納付書を使用した納付 現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄税務署へ納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）または所轄税務署へ納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。税務署内での扱いは午前9時～午後3時です。なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください

市民税・県民税の申告

問 市民税課 ☎712-6212 ID 1041422

申告が必要な方

- 令和8年1月1日時点で浦安市に住民登録がある方のうち、次のいずれかに該当する方
 - 令和7年1月～12月に収入がなく、どなたの扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養になっている方
 - ※単身赴任をしている方の扶養になっている場合も申告が必要
- 国外の法令に基づく公的年金を受給している場合や、遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得のみを受けている方
- 給与支払者から、浦安市に給与支払報告書の提出がなかった方

以下の方は申告の必要がありません

- 令和7年分の所得税確定申告を行う方
- 公的年金や給与収入のみで、追加の控除がない方

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方と その家族の市民税・県民税の申告

令和7年に所得がなかった方（収入が遺族・障害年金、傷病手当金などの失業給付のみの場合も含む）や、所得が少なく所得税や市民税・県民税がかからない方でも、同じ世帯の方に税法上で扶養されていない場合は、国民健康保険や後期高齢者医療保険料の算定のため、市民税・県民税の申告が必要です。申告することで保険税（料）の軽減や低所得区分の認定を受けられる場合があります。

また、世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、申告をしていないと保険税（料）の軽減や低所得区分の認定に影響する場合があります。

国保年金課

- 問 ▶国民健康保険税について……☎712-6280 ID 1012481
▶後期高齢者医療保険料について……☎712-6274 ID 1017050

申告に必要なもの

- 令和7年1月～12月中の所得を証明する書類（給与所得や公的年金などの源泉徴収票など）
- 各種控除証明書（国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など）
- 医療費控除の明細書（記入済みのもの）
- マイナンバーカード（または番号確認書類と本人確認書類）

医療費控除を申告される方へ

- 支払った医療費の合計額を事前に計算し、「医療費控除の明細書」の作成が必要です
- 領収書の提出はできません。領収書は5年間保存してください
- 非課税の方は、医療費控除を申告されても控除を受けることができません
- 国保年金課や保険組合から交付される医療費のお知らせ通知やハガキも、「医療費控除の明細書」の代わりとしてお使いいただけます

申告書の取得方法

市ホームページからダウンロード、または、郵送を希望する方は、電話で、市民税課☎712-6212へ
※前年に市民税・県民税の申告をした方で、今年度も申告が必要と思われる方には申告書を発送します（確定申告している方を除く）

個人住民税の電子化が 令和8年度分の申告 (令和7年中の所得に対する申告) から始まります

電子申告を行う場合はeLTAX個人住民税電子申告システム<https://individual-resident-tax.services.eltax.lta.go.jp/lt2-web-portal-top-direct?riyoCd=RGO0229000>から申告してください。

申告書の提出

[時] 2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後4時
※土曜日、2月23日(祝)を除く
[所] 市民ホール（市役所1階）

郵送提出にご協力ください

3月16日(月)（消印有効）までに、申告書（提出用）と必要書類を、〒279-8501浦安市役所市民税課へ郵送してください。

子どもたちによる平和なまち絵画コンテスト2025作品展示会

市内の小・中学生を対象に、平和への意識を高めてもらうため、「私にとっての平和」をテーマに募集した絵画の全応募作品を展示します。皆さんの思いが込められた力作を、ぜひご覧ください。

時 1月20日(火)～2月1日(日)午前8時30分～午後5時（土曜日は除く）
所 市民ホール（市役所1階）

浦安市



小学生（8歳）※希望により匿名とします



宇田川 雅央さん（14歳）



西中 心美さん（13歳）

吉岡 奈穂さん（9歳）

